

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 伊東 忠重 様 あて名 〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内 MY PLAZA（明治安田生命ビル）1 6階		PCT 国際調査機関の見解書 （法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]	
		発送日 （日.月.年） 28.04.2015	
出願人又は代理人 の書類記号 2014PF00203		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2015/056842	国際出願日 （日.月.年） 09.03.2015	優先日 （日.月.年） 14.03.2014	
国際特許分類（IPC） Int.Cl. H04W48/04(2009.01)i, H04W4/08(2009.01)i, H04W8/18(2009.01)i, H04W48/02(2009.01)i, H04W84/18(2009.01)i, H04W88/18(2009.01)i			
出願人（氏名又は名称） 株式会社NTTドコモ			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 17.04.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/JP） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官（権限のある職員） 桑江 晃 電話番号 03-3581-1101 内線 3534	
		5J	5884

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b)) 。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段  紙形式  
 電子形式
  - b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの  
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの  
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2010-93508 A (株式会社NTTドコモ) 2010.04.22, 段落21-27, 29-41, 48-54, 図10, 図12 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2006-345580 A (株式会社NTTドコモ) 2006.12.21, 段落43 (ファミリーなし)

文献3 : Sierra Wireless, 23.888 MTC access control by RAN clean up[online], 3GPP TSG-SA WG2#80 S2-103759, インターネット < URL:http://www.3gpp.org/ftp/tsg\_sa/WG2\_Arch/TSGS2\_80\_Brunstad/Docs/S2-103759.zip>, 2010.09.03, Page 2

・請求項1、2、5、6について

請求項1、2、5、6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には「前記ユーザ装置から通信要求を受信した場合に、前記グループ識別情報と、オペレーションシステムから指定された制御対象のグループ識別情報に基づいて、前記ユーザ装置が属するグループが制御対象であるか否かを判定する」点については記載されていない。

しかしながら、文献1の段落41に「利用制限情報801においては、(…中略…)当該クラスID「302」で特定されるクラスに所属する生徒が携帯する携帯電話機2に対して2つの発着信禁止時間(…中略…)が対応付けられている。(…中略…)このように設定された利用制限情報は、Webサーバ14から(…中略…)HLR71(後述する)に登録される。」と記載され、さらに文献1の段落49に「HLR71は、サービス制御局7が管轄する在圏エリア内の全ての携帯電話機2のユーザ情報(…中略…)及び携帯電話機2の利用制限サービス内容を示す利用制限情報を記憶するデータベースである。」と記載されているように、文献1には、Webサーバ(本願の「オペレーションシステム」に相当)からクラスID(本願の「グループ識別情報」に相当)を有する利用制限情報がHLR(本願の「ユーザ情報管理装置」に相当)に登録される点が記載されている。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

さらに、文献1の段落51に記載された「サービス制御局7は、在圏エリア内の携帯電話機2から発信要求があった場合、(…中略…)HLR71に記憶される利用制限情報に基づいて当該携帯電話機2の通信規制処理を行う。」という点を考慮すると、文献1のサービス制御局(本願の「規制制御装置」に相当)は、HLRから設定される利用制限情報に基づいて通信規制処理を行うものであるから、上記「前記ユーザ装置から通信要求を受信した場合に、前記グループ識別情報と、オペレーションシステムから指定された制御対象のグループ識別情報に基づいて、ユーザ装置が属するグループが制御対象であるか否かを判定する」ことは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

## ・請求項3について

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1の段落41に記載された「このように設定された利用制限情報は、Webサーバ14からサービス制御局7に受け渡され、サービス制御局7によってHLR71(後述する)に登録される。」という点を考慮すれば、サービス制御局7が「グループ識別情報とユーザ識別情報とを対応付けて保持するユーザ情報格納部」を備えることは文献1に示唆されているといえる。

よって、当該構成を採用することは当業者であれば容易に想到し得たものである。

## ・請求項4について

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び2より進歩性を有しない。

文献2の段落43には「図15には、呼接続サービス制御装置20の主な機能構成を示す。同図に示すグループメンバ取得部21は、発信者の通信装置70から、グループを識別するグループ識別情報(グループID)を含む発信要求を受信した場合」と記載されており、文献1及び文献2は、同一グループに属する移動通信端末機に対し接続制御を行うという機能の点で共通するものである。

したがって、文献1記載の加入者交換機(本願の「無線アクセス制御装置」に相当)において、ユーザ装置から受信する接続要求に、文献2に記載されたグループ識別情報を含ませることは、当業者であれば容易に想到し得たものである。